

令和5年4月

与謝野町管内の組合員 各位

丹後織物工業組合

令和5年度「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」の募集について

与謝野町において、織物業並びに関連産業に係る生産設備の新設・更新、改良、備品の確保等に対し、その費用の一部について助成する4種類の補助金制度の申請受付が4月3日より開始されましたのでご案内申し上げます。各支援制度の詳細につきましては、ホームページ記載の「募集要項」をご確認ください。

なお、当制度をご活用の方は、今回より組合の推薦書は必要ございませんので、申請書受付期限までに与謝野町産業観光課へ申請書類一式をご提出ください。

記

1 支援（助成）対象となる事業

交付決定日より令和6年1月31日までに事業（支払い含む）が完了する事業

織物業・関連工程等を営む事業者に対する4つの支援メニュー（千円未満切捨て）

補助金名	補助率	補助金額	対象事業
織物業生産基盤支援事業補助金	3分の1以内	上限 100 万円 下限 10 万円	・ 小幅織機設備の更新、改修、新設、増設 ・ 製織等に必要不可欠な希少道具類の整備（主にシャトル）
織物業生産設備広幅化支援事業補助金	2分の1以内	上限 250 万円 下限 10 万円	・ 広幅織機及び広幅専用整経機等の広幅織機関連設備の新設、増設、更新及び改良事業
織物業小規模生産基盤支援事業補助金	3分の1以内	上限 10 万円未満 下限 1 万円	・ 織物業又は関連産業の事業者がおこなう小規模な生産基盤整備のために行う織機設備の新設、更新及び改良事業
織物業内製化支援事業補助金(新設)	ハード 2分の1以内 ソフト 4分の3以内	ハード 上限 200 万円 ソフト 上限 50 万円	・ これまで外注していた工程において自らの要員及び設備を使って実施する事業 ・ 組織再編等により他社の業務を引き継いだ上で、新たに自らの要員等で実施する事業 ・ 新たに導入する準備工程及び製織工程等の関連工程において、担い手の技術力向上に資する事業

※早期着手の必要性から事前着手届を提出する場合は、交付申請日以降が補助対象期間となります。

※今回より個人事業者からの申請の場合は押印不要です。法人については必要です。

※生産基盤のシャトルについては、組合へ見積書を提出された場合に限りです。

※補助金は審査のうえ予算の範囲内で交付されますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

2 補助対象者

- ・与謝野町内に住民登録がある個人事業者又は事業所を有する法人事業者
※町外に本社があり町内に事業所がある法人事業者は、与謝野町企業立地促進条例第4条第2項の奨励事業所としての指定を受ける必要があります。
- ・統計法で定められた産業分類のうち中分類11 繊維工業に属する事業者

3 申請書受付期間・申請書提出先

令和5年4月3日（月）～令和5年5月31日（水） 17時必着

与謝野町 産業観光課 与謝野町字岩滝 1798-1 本庁舎 1階

4 申請書類の作成等に係る相談窓口

組合以外に与謝野町商工会にて相談窓口を開設いただいておりますので、お気軽にご相談ください。

（申請書の様式は組合の各機関にご用意しています。また、組合・与謝野町・与謝野町商工会のホームページからダウンロードできます）

組合HP <https://tanko.or.jp>

5 与謝野町の助成事業との併用について

与謝野町が募集するその他織物関係の補助事業との同時申請はできません。例えば生産基盤支援事業補助金と生産設備広幅化支援事業補助金を重複して申請はできません。ホームページ記載の各募集要項をご参照ください。

6 京都府の助成事業との併用について

京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金との併用は可能ですが、当該事業に係る交付金額が他の助成金等と併せて補助対象経費の3分の2の額を超えないこと。ホームページ記載の各募集要項をご参照ください。

その他詳細については、与謝野町担当課へお問い合わせ願います。

与謝野町 産業観光課 TEL : 0772-43-9012 FAX : 0772-46-2851
丹後織物工業組合 TOC 事業課 TEL : 0772-68-5302